

旧コンポストセンター跡地利活用事業 実施方針等に関する意見及び回答

意見 No.	資料名 (記入例:実施方針本文/資料4)	ページ	項目	内容	回答
1	要求水準書(案)	P.4	(2)業務内容、(3)市が 実施する業務内容	維持管理業務が本事業と市が実施する業務内容の両方に分類されており、本事業の建築物保守管理のための点検業務と指定管理における日常管理業務において責任が発生しうるため、本事業方式がBTMであることから、基本設備維持管理及び修繕業務に関しては本事業に集約し明確すべきかと考えます。VFM的にも指定管理事業から設備維持管理費を除くことにより、コスト削減化を図れるかと思われます。指定管理者の方では設備員がいらなくなります。(ハードモノの維持管理はBTMの範囲内が良いかと思われます)	本事業においては、設計・建設・維持管理をPFI事業とし、完成後の施設の運営については、PFI事業とは切り離して別に指定管理者制度を用いて運用することを目指し、BTM方式としたものです。 本事業の維持管理業務における定期保守点検業務と修繕業務の関係については、要求水準書(案)P50②ア、イ及びP52(2)②を参照ください。
2	要求水準書(案)	P.28	②本施設整備に係わる 留意事項■公共施設 (マルシェ棟)	現段階でマルシェにおける販売品(運営)が見えてない状況で什器備品等の提案及び見積りは難しいかと思われます。その為、要求水準書事項には、「指定管理者と協議の元、詳細什器備品を調達する」とのことで基本備品の見積りを別途提出させ、その予算内で指定管理者と協議し選定する案が良いかと思われます。	要求水準書(案)P46 ④什器備品工事に指定されている品目をご参照ください。その他、市としては、本施設の目的に沿ったもので、要求水準を上回るものの提案にも期待しています。